

○北海道警察ヘリポート運用要領の制定について

令和4年4月1日

道本備第10号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道警察ヘリポートについては、これまで「北海道警察ヘリポートの運用要領の制定について」（平25.3.25道本地第7152号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、今後は、別添のとおり取り扱うこととしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察ヘリポート運用要領

第1 趣旨

この要領は、北海道警察ヘリポート管理規程（平成7年警察本部訓令第21号。以下「規程」という。）第15条の規定に基づき、北海道警察が使用する北海道警察ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の使用条件について必要な事項を定めるものとする。

第2 使用手続

ヘリポートを使用する者は、規程第9条第1号の規定により、当該使用の日の前日までに（緊急の場合は、その都度）、次に掲げる事項を管理責任者に通報するものとする。

- (1) 使用日時
- (2) 飛行目的
- (3) 使用航空機の型式及び登録記号
- (4) 機長及び搭乗者の氏名

第3 使用時間

ヘリポートの使用時間は、原則として、日出から日没までの間とする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第4 使用航空機

ヘリポートを使用する航空機は、原則として、北海道警察が管理する回転翼航空機（以下「航空機」という。）とする。

第5 離陸又は着陸の制限出力

ヘリポートにおいて離陸又は着陸をしようとする場合は、当該航空機の全備重量が地面効果外ホバリング可能な重量以内とする。

第6 気象条件

ヘリポートを使用する場合の気象条件は、有視界気象状態又は特別有視界気象状態とし、風速は35ノット以内とする。

第7 離陸又は着陸の方法

- 1 離陸又は着陸に当たっては、原則として、直線進入及び直線離脱とする。
- 2 ヘリポートには、南側に通信鉄塔とその頂部に避雷設備（水平表面の上に出る

高さ28.35メートル)があり、転移表面の勾配は1分の2であるため、北側転移表面に10分の1の仮想表面を設定して安全な領域を確保しているので、この点を踏まえて、離陸又は着陸の安全性を確保するものとする。

第8 管制圏飛行要領

ヘリポートは、航空交通管制圏内にあるため、札幌飛行場管制所の指示に従って飛行するものとする。

第9 騒音防止対策

ヘリポートの使用する場合は、騒音を軽減するため、安全に支障のない範囲において、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 離陸又は着陸は、可能な限り高度を保持し、かつ、短時間で完了させること。
- (2) ホバリングは、必要最小限度とすること。
- (3) 接地後の待機時間が長くなる場合は、ローターの回転数を下げること。

第10 その他

管理責任者は、他機関の管理する航空機がヘリポートを使用する場合には、この要領を遵守させるものとする。